

修正案等の提出方法について（案）

【全体会での質疑の通告があった場合】

- ・議案第26号に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、質疑を行う全体会において、質疑終結後、休憩をとるので、休憩後直ちに、議場で、委員長に、提出予定である旨を申し出る。
- ・その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、休憩に入った時から1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。
- ・修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから1時間後に全体会を開会する。

【全体会での質疑の通告がなかった場合】

- ・議案第26号に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、12月15日（月）の理事会において、提出予定である旨を申し出る。
- ・その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、その理事会散会後の1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。
- ・修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、午後1時に全体会を開会する。なお、議会会議システムへの配架が正午を過ぎた場合は、確認の時間をとるため、配架してから1時間後に全体会を開会する。